

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

Newsletter

〈2018年12月号〉

目次

1 | 事業再生弁護士の仕事をご存知ですか？



2 | 【米国倒産法あれこれ②】
オートマテックスステイ(その1)



3 | 事業再生における会社分割と債権者の保護



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

事業再生弁護士の仕事をご存知ですか？

野上 昌樹
Masaki Nogami

PROFILEはこちら

私が破産の申立てに関与したA社は、数年前に最高益を達成した後、業績が低迷し、昨期より資金繰りにも窮するようになり、相談に来られた月の月末には、借入金の元金支払を止める(いわゆる「リスケ」)だけでなく、第三者よりニューマネーを投入してもらわないと事業継続が難しい状態でした。A社には、年間数億円の利益を生み出すことができる事業があり、興味を持つスポンサー候補者も出てきたのですが、そのスポンサー候補者も、財務面や法務面について監査(いわゆる「デューデリジェンス」)を行う時間的な余裕がなかったため支援を断念せざるを得なくなり、結局、A社は大きな利益を生み出すことができる事業を抱えたまま破産の申立てをするしかなくなっていました。

もう少し早い段階で、事業再生案件に精通した専門家に相談して金融機関にリスケを申し出れば、A社はスポンサーからの支援により再建できたかもしれません。

事業再生案件に精通した専門家にアクセスする手段を持っていない方もいらっしゃると思いますが、A社は事業再生の分野で有力とされている弁護士を抱える法律事務所複数と顧問契約を結んでいました。にもかかわらず、A社は顧問法律事務所は一切相談されてこなかったようです。

事業再生以外の分野での相談に顧問法律事務所を利用していたことがその主な原因かもしれませんが、翻って考えてみると、弁護士が事業再生分野に関与をしていて、実際のところどのような仕事を行っているかなどは、よほど業界に詳しい方以外の一般の企業の方は法務部の方も含めてご存知ないのではないかとすることに思い当たりました。

文字どおり、事業再生は、経営不振に陥った企業が債権者の協力を得ながら再建していくものであり、皆様の中の多くの方も、事業再生と弁護士から思い浮かぶイメージは、民事再生や会社更生といった裁判所を介した手続であると思います。もちろん、このような仕事は、事業再生分野で弁護士が行う業務の大きな柱であり、そのご理解は決して間違っていない。

しかしながら、事業再生の世界では、民事再生や会社更生といった法的整理を行うと仕入先に迷惑を掛けることにより事業価値を毀損してしまう結果になることから、仕入先からの買掛金等は整理の対象とせず、金融機関からの借入金だけを整理の対象として会社を再建させる、いわゆる「私的整理」と呼ばれる手続が、法的整理と並んで大きな割合を占めています。そして、事業再生の分野に携わる弁護士も、この私的整理に関与することが大変多くなっており、経営不振に陥っているものの、民事再生などの法的整理を行わずに再建したいと考えていらっしゃる企業にとって必要な、金融機関交渉や再建計画立案といったノウハウ等を蓄積していています。また、私どもであれば、同じく事業再生分野に携わっている公認会計士や税理士、コンサルタントとも常に協働していますので、ワンストップでの業務提供が可能となっています。

事業再生の分野に携わっている弁護士は、経営不振に陥った企業からの依頼による業務だけではなく、経営不振企業から債権を回収することや経営不振企業を買収するといったM&Aなども重要な分野として手掛けています。いち早く適切に交渉することにより、経営不振に陥った取引先から適法に担保を取得するなどの方法で債権の回収が奏功することもありますし、経営不振に陥った取引先が魅力ある重要な技術

やノウハウを有している場合には、当該取引先のスポンサーになることにより、通常の場合よりも安価に取引先の事業を手中に収めることができる場合も多くあります。ただ、このような経営不振に陥っている企業から債権回収を行う場合や、そのような企業を買収する場合には、平時とは異なるルールが適用されますので、事業再生分野に携わる弁護士によるアドバイス等が重要になってきます。

このように、事業再生分野に携わる弁護士は、裁判所を利用する民事再生や会社更生といった案件だけではなく、周辺士業である公認会計士や不動産鑑定士などと連携しつつ、いわゆる私的整理も積極的に手掛けており、また、経営不振企業側だけでなく、債権者側や買収者側にも立って仕事をしています。

また、事業再生分野の業務の特徴として、時間との戦いという側面があります。一般論として、どの法的分野でも傷が深

くならない早期の段階で適切な処置を講ずることが、最も良い問題解決の方法になります。事業再生の分野では、経営不振に陥った企業は一定のラインを超えると急速に事業が劣化し破綻に近づいていくため、早期に適切な対処を行うことが、他の分野にもまして肝心です。

そのため、自ら運営される会社だけでなく、何か取引先に異変を感じられた場合には、事業再生に携わる弁護士のいる事務所に、まずは一度ご相談していただければと考えております。

最後に宣伝になりますが、当事務所もまた、本ニュースレターの作成にも携わっている多くの弁護士が日々事業再生の分野で活躍しておりますので、お気軽にご活用いただければ幸いです。

【米国倒産法あれこれ②】 オートマティックステイ(その1)～

田中宏岳
Hirotake TanakaPROFILEはこちら 

貴社の取引先A社がチャプターイレブンの申請をした場合、A社に対し、以下の行為を行うことは許されるでしょうか。

- ① A社に対する訴訟提起
- ② A社の資産に対する強制執行・担保実行
- ③ A社に対し、メールで返済を要求
- ④ A社との取引をやめる
- ⑤ A社の保証人に対し、支払いを要求

この問題に対する回答は、オートマティックステイという米国倒産法上の重要概念と関わります。

米国倒産法では、チャプターセブンにせよイレブンにせよ、倒産法の申請を行った債務者に対する権利行使は禁止されます。

この効果は、債務者による申立てと同時に何らの裁判所の決定や債権者への通知なく生ずる非常に強力なもので、オートマティックステイと呼ばれます(ちなみに、オートマティックステイは米国外の資産や債権者に対しても基本的に効果を有するものと解されております)。

オートマティックステイに違反して権利行使を行ってもそのような行為は無効であり、かつ、場合によっては罰金等の制裁が科されますので、債権者としては非常にセンシティブにならざるを得ません。

問題は具体的にどのような権利行使が禁止されるかですが、連邦倒産法上、①や②のような法的権利行使はすべて禁止されます。日本の破産手続や民事再生手続においては、担保権の実行は可能とされておりますが、米国では担保権も手続にとりこまれますので、担保権の実行もオートマ

ティックステイにより禁止されます。また、債務者に対する債権回収行為そのものが禁止されますので、③のような行為も違反になります。

では、④はどうでしょうか。倒産した会社との取引を強制されるなんてひどいと思われるかもしれませんが、このような倒産申立てを理由とする取引の停止や、未回収の代金を回収するために供給停止をちらつかせるような行為も場合によっては、オートマティックステイ違反となります。

こうしてみると、倒産法の申請を行ったA社に対しては、債権者としてほとんど何もできないようにさえ思えてきます。

⑤は一般的に、倒産局面における債権者の持つ重要な債権回収手段と考えられており、オートマティックステイも原則として保証人にはおよびません。しかしながら、連邦倒産法上、裁判所は、例外的にオートマティックステイの効果を第三者に拡張する権限があるとされており、実際に保証人にまでオートマティックステイの効果が拡張されたケースも存在しています。当該ケースでは、保証人による債務者への出資が計画されており、当該出資が債務者の事業再建にとり必要と考えられたことから、裁判所は保証人に対する関係まで、オートマティックステイの効果を拡張しました。

このように、オートマティックステイにより債権者としては何とも納得しがたいほどの制約を受けることになります。

そのような制約を受けた債権者が、どのようにA社の倒産手続において、権利の最大化が図れるかを次回、概観したいと思います。

事業再生における会社分割と債権者の保護

辻田 俊幸
Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら

1 はじめに

会社分割は、事業再生の手法として広く利用されている一方で、経営不振に陥っている会社が優良事業(又は不採算事業)のみを分割して承継会社に移転することで債権者の利益が害されるおそれがあります。

本稿では、会社分割をめぐる会社法及び債権管理・回収との関係で生じる法律問題等を概観し、とりわけ分割会社の債権者の皆様が詐害的な会社分割に対して採り得る対抗手段を整理します。

2 会社分割に関する債権者保護のための手続規制

会社分割を行おうとする会社は、官報等により公告を行い、一定の期間(通常1か月)、債権者に対して異議を述べる機会を与える手続(債権者異議手続)を行わなければなりません。そして会社法所定の「異議を述べることができる債権者」(同法789条1項2号等)が通常1か月の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は会社分割を承認したとみなされ、分割会社に対して個別の権利行使や無効の訴えができなくなります。その意味で、債権者異議手続は、債権者保護のための手続であると同時に、一定の期間の経過を理由に債権者の権利行使を制約することで会社分割をめぐる手続の安定性を確保するための手続であるともいえます。「異議を述べることができる債権者」の皆様としては、債権者異議手続の期間内に当該会社分割の当否を判断し、適時に異議を述べる必要があります。

3 詐害的な会社分割に対して債権者が採り得る対抗手段

(1) 詐害的な会社分割

ところで、分割会社は承継会社(新設会社を含みます。)か

ら相当な分割対価を取得するため、その財産状況に変動がなく、責任財産の額は従前のままであることから、承継会社に承継されない債権者(以下「残存債権者」といいます。)、すなわち、会社分割後も分割会社に債務の履行を請求できる債権者は上述の「異議を述べるができる債権者」に含まれません(なお、いわゆる物的分割の場合に限ります。)。その結果、債権者異議手続による手続保障は与えられません。かかる制度手続を悪用することにより、分割会社が承継会社に優良事業等を低廉な対価で承継させ、かつ特定の債権者のみを残存債権者に恣意的に振り分け、残存債権者が分割会社から十分な債務の弁済を受けられないことになるという詐害的な会社分割が社会問題となりました。

このような事態を受け、平成26年改正会社法では、詐害的な会社分割等における債権者の保護のための規定が設けられ、詐害的な会社分割において、残存債権者は承継会社に対して承継財産の価額を限度として債務の履行を直接請求できるとされました(同法759条4項等。以下「残存債権者による直接請求権」といいます。)

また、詐害的な会社分割については、民法上の詐害行為取消権(民法424条以下)を行使して、会社分割を取り消すことができるという判決もなされています(最二小判平成24年10月12日(民集66巻10号3311頁・金法1970号112頁)。なお、同判例は平成26年会社法改正前の事案に関するものですが、同改正後においても詐害的な会社分割に対して民法上の詐害行為取消権を行使できると考えられます。)

これら2つの手段は要件・効果において類似する部分がありますが、前者は裁判外でも行使ができる点、後者は転得者に対する請求の条文が存在することから承継会社が分割を受けた資産をそのまま転得者に譲渡した場合に転得者に対しても行使し得る点等において違いがあります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみを依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(2)「債権者を害する」の意味

詐害的な会社分割と認められるには、当該会社分割が「債権者を害する」ものであることが必要です。ここで、「債権者を害する」の意味について、会社分割により分割会社の一般財産の共同担保としての価値を実質的に毀損して、債権者が自己の有する債権について弁済を受けることをより困難にしたといえるかがポイントになると考えられます。この点、京都地裁平成27年3月26日(判時2270号118頁)では、会社分割の詐害性を清算価値保障原則の観点からアプローチして、会社分割前後での弁済率の多寡(増減)を基準にして判断しており、実務上参考になります。

(3)分割会社が倒産した場合

詐害的な会社分割後に、分割会社について倒産手続が開始された場合、破産管財人等による否認権の行使との競合が生じることから、残存債権者による直接請求権は行使することができないとされています(会社法759条7項等)。また、民法上の詐害行為取消訴訟についても破産手続等の開始により中断し、破産管財人等に受継され得るとされており、また破産手続等の開始後に新たに詐害行為取消訴訟を提起することはできないと考えられています。つまり、手続開始後は債権者自身による権利行使は制約され、破産管財人等による否認権の行使に一元化されます。そのため、残存債権者としては、他の残存債権者との公平・平等性を慎重に考慮した上で、分割会社の倒産によって権利行使の制約が生じて

しまう前に上記権利を行使し、迅速に債権を回収することが必要な場合があります(なお、承継会社による弁済は分割会社による行為ではないため、当該弁済を分割会社による行為と同一視すべき事情があるような場合を除いて、分割会社の破産管財人等による否認権行使の対象外と考えられます。)

また、手続開始後であっても、残存債権者としては詐害行為があったと考えている場合には、破産管財人等に事情を説明して否認権の行使を促すことが考えられます。

(4)その他の方策

上記手段以外にも法人格否認の法理により分割会社と承継会社の異別性を否認し、残存債権者から承継会社への請求を認めた裁判例(東京地判平成24年7月23日(金判1414号45頁))もありますが、法人格の濫用目的が認められるには詐害性よりも強い悪質性・濫用性が必要であると考えられるため、まずは上記手段を採ることを検討すべきです。また、詐害的な会社分割を行った取締役等に対して会社法429条に基づいて責任を追及することが考えられます。そのほか、詐害的な会社分割をしそうな会社とはそもそも取引を行わないことも事前予防の観点からは必要です。

なお平成26年改正会社法により、会社分割だけでなく、詐害的な事業譲渡や商法上の営業譲渡についても残存債権者の保護規定が新設されています。